

【医療機関】医療DX推進体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算の届出

既に届出した医療機関

電子処方箋
導入済み

電子処方箋
未導入

マイナ保険証利用率

の新たな実績要件への該当

小児科特例
(P2の※1を参照)
を活用する場合

新たに届出する医療機関

新たに
届出する場合

届出期限：令和7年4月4日まで

加算1～3
を算定

加算4～6
を算定

届出直しが必要

届出直しは不要

届出直しが不要

実績に応じ、算定区分が変わります

届出直しが必要

加算3又は
加算6を算定

届出期限：算定を開始する月の1日まで

いずれの場合も
新たに届出が必要